

事務連絡
令和5年9月13日

各都道府県
性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター所管課 御担当者 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

こども・若者の性被害防止に関する啓発パンフレットについて

平素より、性犯罪・性暴力被害者支援のための施策に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年7月26日に取りまとめた「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」に基づき、今月まで「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」を実施しています。

この度、性暴力被害に遭った場合や相談を受けた場合の対応等をまとめた一般向けパンフレットと、こどもの性被害について、保護者や周りの大人による対応をまとめた保護者向けパンフレットを（別紙1・2）のとおり作成し、データをウェブサイトに掲載しました。

各都道府県におかれましては、様々な場や機会を通じて、当該資料の配布等により、積極的な御活用をお願いいたします。また、本事務連絡について、庁内男女共同参画主管課等の関係部署、所管のワンストップ支援センター、管内の市区町村等に対して御周知いただくとともに、引き続き、関係機関と連携を図り、こども・若者の性被害防止のための集中的な啓発活動の実施に当たって御協力を賜りますよう、お願いいたします。

本期間実施後の本年10月以降においても、「児童虐待防止推進月間」（11月）、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）、「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）等の機会も活用し、継続的に周知啓発に御協力を賜りますよう、お願いいたします。

なお、こどもの性被害に関するパンフレット（別紙2）は、こども家庭庁と共同で作成したものであり、本日、同庁成育局及び支援局から各都道府県知事及び市区町村長に対し、本パンフレットの活用を含め、保護者へのこどもの性被害に関する知識等の周知について依頼する文書が発出されております。

※啓発パンフレットは以下のウェブサイトからも御覧いただけます。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html#card

【本件連絡先】

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

安藤、城谷、浅場

03-5253-2111 (内線 37560、37552)

[g. sa. j8t@cao. go. jp](mailto:g.sa.j8t@cao.go.jp)